

第三類 定員

●海軍定員令

大正二年三月十八日
内令第三十四號

改正 年次番號省略（昭和一九年内令第九五一號マデ訂正）

海軍定員令左ノ通改正セララル

但シ第二條ニ依ル別表ハ現行ノ通

海軍定員令

第一條 本令ハ海軍ノ定員及其ノ配置ニ關スルコトヲ規定ス

第二條 海軍各部ノ定員ハ別ニ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ

外別表ニ依ル

戰時特設艦船部隊ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第一項別表ニ依ル定員ト勅令ヲ以テ定ムル定員トヲ併セテ海

軍定員ト稱ス

第三條 海軍定員ノ外補缺員トシテ准士官以上ニ在リテハ鎮守

府ニ、下士官兵ニ在リテハ海兵團ニ海軍定員ノ百分ノ四十以

内ノ人員ヲ置クコトヲ得

第四條 海軍各部ニ置クヘキ特修兵及教員ノ配置ハ海軍大臣之

第三類 定員 海軍定員令

ヲ定ム

第五條 海軍大臣ハ必要ニ應シ海軍各部定員ノ範圍内ニ於テ臨

時適當ノ定員ヲ置キ又其ノ定員ヲ置カサルコトヲ得

第六條 海軍大臣ハ戰時事變若ハ演習ニ際シ又ハ艦船部隊ニシ

テ測量練習其ノ他特別ノ役務ニ服スル場合ニハ必要ニ應シ臨

時本令別表ニ依ル定員ヲ増減シ又ハ特種ノ人員ヲ置クコトヲ

得

第七條 海軍大臣ハ教育練習研究其ノ他特別ノ必要ニ依リ海軍

士官特務士官准士官下士官兵又ハ海軍文官ヲ本令別表ニ依ル

海軍各部ニ定員外トシテ臨時増置スルコトヲ得但シ勅令又ハ

軍令ノ規定ニ依リ當該文官ヲ置クコトヲ得サル各部ニ在リテ

ハ此ノ限ニ在ラス

鎮守府司令長官ハ練習ノ爲在籍一等兵及特修兵タル上等兵ヲ

定員外トシテ本令別表ニ依ル其ノ麾下各部及其ノ府在籍ノ艦

船ニ配置スルコトヲ得

第八條 海軍各部ニハ必要ニ應シ本職アル者ヲ定員外トシテ其

ノ定員表内ノ職務ヲ兼ネシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定員表所定ノ等級ニ依ラサルコトヲ得

〔内十七〕 一五三

第九條 海軍大臣ハ必要ニ應シ出仕又ハ附タル海軍士官特務士官准士官ヲ海軍各部又ハ海軍部外ニ派遣勤務セシムルコトヲ得

第九條ノ二 海軍各部ノ定員中各科中少尉ト特務士官タル各科中少尉トハ其ノ合計定員ヲ超エサル限り科別ニ從ヒ彼此増減スルコトヲ得

第十條 必要ニ應シ海軍定員及補缺員ノ範圍内ニ於テ一時本令別表ニ依ル各部定員表所定ノ官職階ニ依ルコトナク配員スルコトヲ得但シ上級者ヲ以テ下級ノ位置ニ充ツルハ已ムヲ得サル場合ニ限ル

前項但書ノ場合ニ於テ特務士官准士官及下士官兵ニ在リテハ鎮守府司令長官之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十條ノ二 第二條及第三條ニ依ル所要員ノ官職階、官等及員數ハ毎年海軍大臣之ヲ定ム

第十一條 戰時事變若ハ演習等ニ際シ海軍定員ヲ補充スルニ當リテハ必要ニ應シ海軍豫備役、補充兵役及國民兵役軍人又ハ海軍豫備員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七條第二項ノ規定ハ戰時事變ニ際シ召集中ノ補充兵役及國

民兵役タル二等兵ニ之ヲ準用ス

第十二條 鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官當該鎮守府又ハ警備府ニ於テ戰時編制ヲ實施スルニ當リ必要ナル戰時増加員ノ員數ヲ制定セントスルトキハ豫メ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第十三條 第六條及第七條ノ規定ヲ適用スルニ當リテハ海軍定員及補缺員ノ全數ヲ超過スルコトヲ得ス

第十四條 各艦船定員中衛生中少尉又ハ衛生兵曹長一人ハ掌看護長ニ、特務士官タル主計中少尉又ハ主計兵曹長一人ハ掌經理長ニ充ツルモノトス

第十五條 別表中(水)トアルハ兵曹長出身ノモノ、(飛)トアルハ飛行兵曹長出身ノモノ、(整)トアルハ整備兵曹長出身ノモノ、(機)トアルハ機關兵曹長出身ノモノ、(工)トアルハ工作兵曹長出身ノモノ、(主)トアルハ主計兵曹長出身ノモノ、(技)トアルハ技術兵曹長出身系統ノモノトス

附則

從前海軍各部ニ臨時増置セラレタル人員ハ必要ニ應シ海軍大臣之ヲ減少シ又ハ廢止スルコトヲ得

附 則 (昭和十二年内令第百六十九號)

本令中定員ノ増減又ハ變更ト爲ルベキモノハ昭和十二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參考)

別表(定員表)ハ内令提要別冊(定員關係)トシテ所要ノ向ニ配付

[内十四] 二七一